

## 第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画について

## (1) 計画期間

令和7年度～令和11年度

## (2) 供給体制確保の目標

年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指す。

## (3) 提供区域

利用者の移動範囲等を踏まえた施設利用実態を捉えており、区域の需給管理や供給体制の確保が行いやすい区域設定であることから、5区域（中央部、北東部、北西部、東部、南部）により、教育・保育の需給管理を行うこととしている。

## (4) 認定こども園の移行に対する考え方

## 【基本的な考え方】

計画において、保育ニーズに対し十分な供給体制を確保できる見通しであることから、各施設の安定的な運営を鑑み、新たな受入枠の設定を伴う移行については、原則、認めないこととしている。

## 【今回のパターン】（2法人共通）

幼稚園が在園児のニーズに対応するため、需給計画に影響のない範囲で定員を設定し、認定こども園に移行する ⇒ 下記、パターン①に該当（原則、認める）

<パターン①> 需給計画に影響を与えない(移行を原則認める)もの

新1号(教育希望)	新2号(保育の利用意向が高い)	} 実質、既存の在園児の区分変更であり、区域内の需給計画に影響が出ない ⇒ <b>移行を認める</b>
在園児 60名	在園児40名	
1号(教育利用)	2号(保育利用)	
利用定員 60名	利用定員40名	

<パターン②> 需給計画に影響を与える(移行を原則認めない)もの

新1号(教育希望)	新2号(保育の利用意向が高い)	} 新たな受入枠を伴う変更であり、区域内の需給計画に影響が出る(供給過剰となる)もの ⇒ <b>移行は原則認めない</b>
在園児 60名	在園児40名	
1号(教育利用)	2号・3号(保育利用)	
利用定員 60名	利用定員 60名	

「第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育提供区域

